小松島ステーションパークのリニューアルに向けて ワークショップに参加しませんか?

本市では、本港地区および中心市街地におけるにぎわい創出や憩いの場の空間形成等を目的とする本港地区活性化事業に取り組んでおり、その一環として現在小松島ステーションパークの再整備を進めています。

ステーションパーク内に新しい魅力をつくり、あらゆる世代が集い交流できる公園施設となるよう、このたび第2回目となるワークショップ(※)を開催しますので、参加を希望される場合は、期限までにお申し込みください。

なお、応募多数の場合は、先着順により参加者を決定させていただきます。

申込期限 **10月15日(火)まで**

お申し込みはこちらから

■**日時** 10月20日(日) 午後1時30分~4時30分

■**場所** 市立図書館3階視聴覚室(小松島町新港29−11)

※ワークショップとは、地域の課題解決に向けて、様々な立場での参加者同士が意見を出し合いながら交流することにより、解決策や提案をまとめていくという参加・体験型の場です。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 市都市整備課 (市役所2階) ☎32・2118/FAX33・2104

✉ toshiseibi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で各 **主な要件** に該当する改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。工事完了後3ヵ月以内に減額申請を行ってください。

バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が**3分の1**減額されます。

(1戸あたり100平方メートル相当分まで)

主な要件

①新築された日から10年以上を経過した住宅

②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅

③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅

④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住する住宅

⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅

⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

⑦改修工事に要した費用のうち自己負担分が50万円を超えるもの

耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**2分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。

(1戸あたり120平方メートル相当分まで)

主な要件

①昭和57年1月1日以前に建築された住宅

②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅

③改修工事に要した費用が50万円を超えるもの

省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**3分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。

(1戸あたり120平方メートル相当分まで)

主な要件

①平成26年1月1日以前に建築された住宅

②令和8年3月31日までに改修工事が完了した住宅

③改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下の住宅

④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅

⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

⑥改修工事に要した費用のうち自己負担分が60万円を超えるもの

申請・問 市税務課 固定資産税担当 (市役所1階)

☎32・2115/FAX33・3401

✉ koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問＝お問い合わせ先

小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。